

平成22年度参画協働の取組 自己評価シート

(所管課名) 文化振興課

1 平成22年度の細事業概要

※必要に応じて行の幅を拡大すること

事業名	文化活動活性化事業	章	2
		節	5
細事業名	文化活動支援経費		
上位事業の目的	本市の特性を生かした文化事業を展開し、市民の文化活動を活性化する。		
H22年度細事業の 取り組み実績	くまもと全国邦楽コンクールへの助成など、側面から舞台芸術活動に対する支援を行った。 ※別添資料 (有)・無)		
参画の手法	市ホームページ、市政だより、専門情報誌等による積極的な広報活動		
協働の形態	・熊本県文化協会等の関係団体による実行委員会を設置し共催で開催した。 ・費用の一部助成により、側面から支援する。		

2 細事業コスト

(単位:千円)

決 算 額	平成22年度決算	平成23年度予算	平成24年度見込み
額等	17,298	16,328	16,328

3 細事業の参画協働に関する自己評価

評価ポイント		具体的な取組と評価・その理由など	
(情報共有)	①	[積極的な情報共有] どのような広報活動を通じ、どのような市民を対象として、事業に関する情報を積極的に提供しましたか。また、どのような情報収集を図りましたか	・市ホームページ、くまもと全国邦楽コンクールホームページ、市政だより、シティーFM「おはよう熊本市」、ポスターにより全市民を対象として情報提供を行い、情報の周知度の向上を図った。 ・市内全小・中学校、市内高校・大学邦楽サークル関係にチラシを配布し情報の提供を行った。
参画	②	[参画の機会の提供] どのような手法をどの程度組み合わせ、どのような市民を対象として多くの参画の機会を設けましたか	・関係団体と有識者からなる実行委員会で、邦楽コンクールについて、意見交換を行い、企画を決定した。 ・舞台芸術活動を行う団体または個人より申請してもらう。
	③	[市民ニーズ等の反映] どのような点に工夫して市民からの意見や情報収集・意見交換等を行い、ニーズを事業に反映しましたか	・入場者にアンケートを行い、結果を次回開催の参考にしている。
	課題と改善点	・入場者数が伸び悩んでいるため、増加策の検討が必要。	自己評価 A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった B

評価ポイント			具体的な取組と評価・その理由など		
協働	④	【役割の分担】 当初の期待と比べ、市民との役割分担を明確にして対等な立場で事業を進めることができましたか	・実行委員会の中で意見交換を行い、対等な立場で企画を進めることができた。 ・舞台芸術活動を行う団体または個人より申請されたものを審査会において審査し補助対象を決定し助成を行う。		
	⑤	【事業効果の向上】 当初の期待と比べ、市民との協働により、行政単独で行うよりも市民満足度が高まるなどの事業効果を上げることができましたか	・実行委員会で専門的知識を持つ関係団体との意見交換により、コンクールの審査員選出、ゲストの紹介等質の向上が図られた。 ・費用の一部を助成することにより、発表機会の充実と市民に鑑賞する機会を提供できた。		
	⑥	【信頼関係の構築】 当初の期待と比べ、協働を通じて情報共有を図り、お互いの信頼関係を築き、双方が実感できましたか	・平成9年より15年間実行委員会を開催していく中でお互いの信頼関係は築かれたと思われる。 ・発表機会の充実が図られ、市民も鑑賞機会を得られことが実感できたと思われる。		
	課題と改善点	・文化活動を守り育てていくには、一時的なものでなく、継続していく事が必要と考えている。 また、お互いの立場を尊重し、公平な立場で意見交換を行っていく必要がある。		自己評価	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった
情報共有・参画・協働の経費や期間に関する課題と改善点		・事業費が削減されるなか、内容の見直しを行いコスト削減を行った上で、効果的で継続可能な事業となるよう検討が必要と考えている。			

4 平成23年度の計画

23年度以降の方向性	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小・終期設定 ☐ 廃止・休止
H23細事業の取り組み予定	・市民の文化芸術活動への支援を行うとともに、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図る。
参画の手法	・市ホームページや市政だより等により、文化事業などの積極的な広報活動を行う。
協働の形態	・くまもと全国邦楽コンクールは、熊本県文化協会等の関係団体・有識者等による実行委員会を設置し、協働で開催する。 ・費用の一部助成により、側面から舞台芸術活動を支援する。

くまもと全国邦楽コンクール事業

(文化振興課)

1 事業の目的

世界に誇る「邦楽」を継承・発展させるために、全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくとともに、市民の邦楽に対する理解、関心を高め、新しい時代の邦楽の進展に寄与することを目指すと同時に、熊本の文化と都市の魅力を全国へ向けて発信する「熊本ブランド」の確立を図る。

2 事業の経緯

熊本が生んだ地唄三絃界の不世出の名人・長谷幸輝大検校を記念して平成5年に創設されたもので、当初は、21ファンドの支援と熊本県文化協会からの補助金により実施。

主催者は、熊本県文化協会、熊本県邦楽連盟、熊本日日新聞社による実行委員会により開催。

平成9年度より熊本市が主催者として参加、当初は、市民文化の祭典「くまもとお城まつり」主要事業の一環として実施。以後主要事業として継続。

3 事業実績(平成22年度)

(1) 第16回コンクール開催

① 一次審査 平成22年1月30日(土) 東京・コロンビアミュージックエンタテイメント本社でテープ審査を実施。予選参加者53組で通過者27組(琴-12組、尺八・笛-4組、三味線-8組、琵琶-2組、合奏-1組) 熊本からは1名参加あったが予選落ち。

② 本選 平成22年5月16日(日) 熊本市民会館において開催。
本選終了後、本丸御殿を会場に受賞者演奏会を開催した。

◇予算額 5,530千円(熊本市負担額)

4 平成23年度の事業内容

(1) 第17回コンクール開催

① 一次審査 平成23年2月13日(日) 東京・日本コロンビア株式会社本社で実施。予選参加者58組で通過者25組(琴-11組、尺八・笛-8組、三味線-2組、琵琶-2組、合奏-2組) 熊本からは4組参加で2組通過。

② 本選 平成23年5月15日(日) 熊本市民会館において開催。
本選終了後、本丸御殿を会場に受賞者演奏会を開催した。

◇予算額 5,530千円(熊本市負担額)

5 事業の効果

これまで、17回に渡る開催の中で、多くの優秀な演奏家達を輩出してきた。

国内においての活躍はもとより、17名の最優秀賞受賞者のうち、8名が海外における公式の場で演奏を披露している。

また、フルオーケストラを迎えクラシックやジャズ等との協演により、古来より伝わる日本の文化の魅力を、あらゆる方向から発信している演奏家もいる。

6 今後の課題

コンクール終了後に行う「本丸御殿コンサート」による本丸御殿の利活用を検討するとともに、邦楽の視野を広げ次代を担う人材を育成するという観点から、コンクールの合間に、地元の小・中・高校邦楽部による演奏などを織り交ぜながら、より幅広い層に邦楽が受け入れられるような取り組みを検討していく。

平成22年度 くまもと全国邦楽コンクール実行委員会名簿

役 名	氏 名	現 職 名
名 誉 会 長	幸山 政史	熊本市長
顧 問	小堀 富夫	熊本県文化協会会長
実 行 委 員	大江 捷也	熊本県文化協会常任顧問
	小川 芳宏	熊本県文化協会専務理事
	稲岡 周山	日本尺八連盟熊本県支部支部長
	境 眞旗男	熊本日日新聞社事業局事業部長
	嶋田 明美	熊本箏曲家連盟代表
	田島 涼子	熊本県文化協会常務理事
	釧 光道	熊本県邦楽協会会長
	中江 章三	N T T熊本支店長
	藤間 勢珠	熊本邦舞協会会長
	藤間 富士齋	熊本県日本舞踊協会理事長
	古川 郁代	熊本箏演奏者協会代表
	村上 輝和	熊本県文化協会常務理事
	田上 美智子	熊本市文化生活部長

くまもと全国邦楽コンクール 実行委員会開催状況

年度	第1回	第2回	第3回	第4回
平成14年度	4月24日	7月25日	10月21日	
平成15年度	5月15日	7月16日	1月27日	
平成16年度	7月2日	2月24日		
平成17年度	4月25日	8月4日	2月27日	
平成18年度	4月24日	7月18日	11月29日	2月(資料送付)
平成19年度	4月17日	9月28日	3月19日	
平成20年度	4月15日	8月26日		
平成21年度	4月24日	8月31日		
平成22年度	4月21日	10月8日		
平成23年度	4月27日			

くまもと全国邦楽コンクール 入場者数一覧

回	年	会場	本選・記念演奏会	刑部邸コンサート	本丸御殿コンサート	プレイベント	計	備考(プレイベント等)
第14回	平成20年	市民会館	683	428	-	201	1,312	4/12 美術館 47 4/29 築城400年祭奉行丸コンサート 98 5/7 TETORI 56
第15回	平成21年	市民会館	306		249	140	695	4/5 本丸御殿 80 5/7 市役所 60
第16回	平成22年	市民会館	330		150	180	660	4/24 本丸御殿 100 5/8 美術館 80
第17回	平成23年	市民会館	310		110	180	600	4/23 本丸御殿 100 5/8 美術館 80

第 17 回くまもと全国邦楽コンクール ～長谷検校記念～ アンケートのお願い

本日はくまもと全国邦楽コンクールへお越しいただきありがとうございます。今後のコンクールの参考にさせていただきたいと思いますので、ぜひ以下のアンケートにご回答下さい。

[1] このコンクールを何で知りましたか？

☐関係者から ☐市政だより ☐テレビ・ラジオ ☐新聞・広告 ☐その他()

[2] 本日はどちらからおいでになりましたか？

☐熊本市内 ☐熊本県内 ☐九州他県 ☐その他()

[3] くまもと全国邦楽コンクールをご覧になるのは何回目ですか？

☐初めて ☐2回目 ☐3～5回目 ☐6～16回目 ☐17回目

[4] コンクール本選はご覧になりましたか？ ☐ はい ☐ いいえ

[5] コンクール本選をご覧になった方にお尋ねします。本選をご覧になった感想は？

☐非常に良い ☐良い ☐普通 ☐退屈 ☐その他()

[6] 特に印象に残った演奏があればご記入下さい

()の部 演奏者() 曲名()

[7] 邦楽演奏会・吟道清吟流 はご覧になりましたか？ ☐ はい ☐ いいえ

[8] [7]で(はい)とお答えいただいた方にお尋ねします。ステージをご覧になった感想は？

☐非常に良い ☐良い ☐普通 ☐退屈 ☐その他()

[9] 今後呼んで欲しいゲスト、見てみたい演奏会などありましたらご記入下さい。

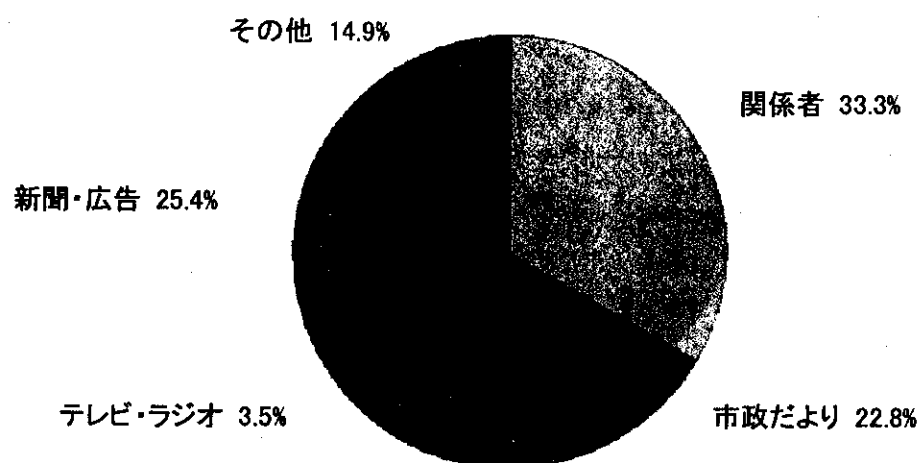
[10] その他ご意見、ご感想がございましたらご記入下さい。

お帰りの際「アンケート回収箱」へお願い致します。どうもありがとうございました。

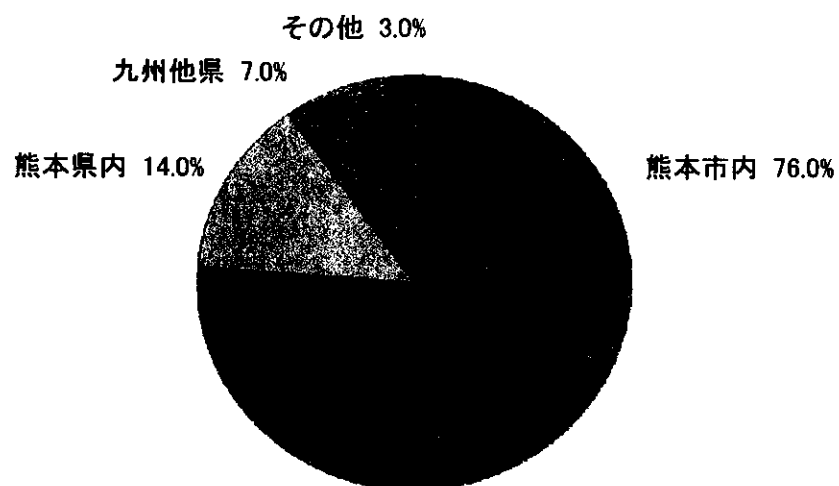
※お手元のボールペンは、お持ち帰りください。

第 17 回邦楽コンクールアンケート結果（回収枚数 100枚）

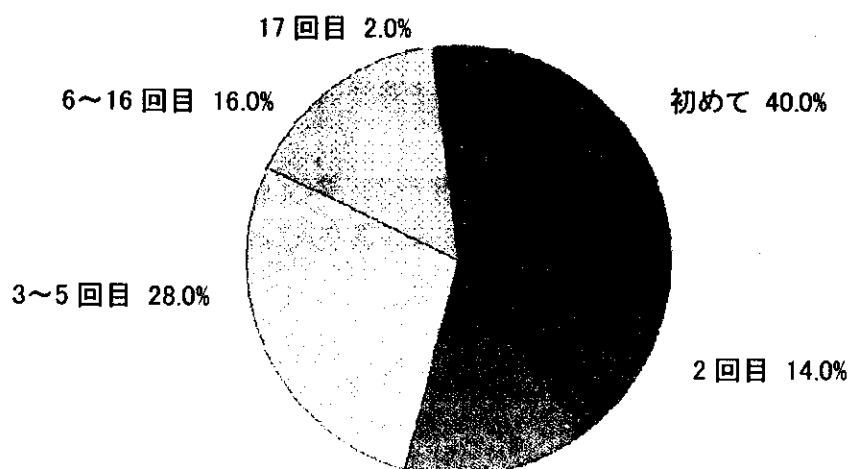
■ このコンクールを何で知りましたか？ （回答率 100%）



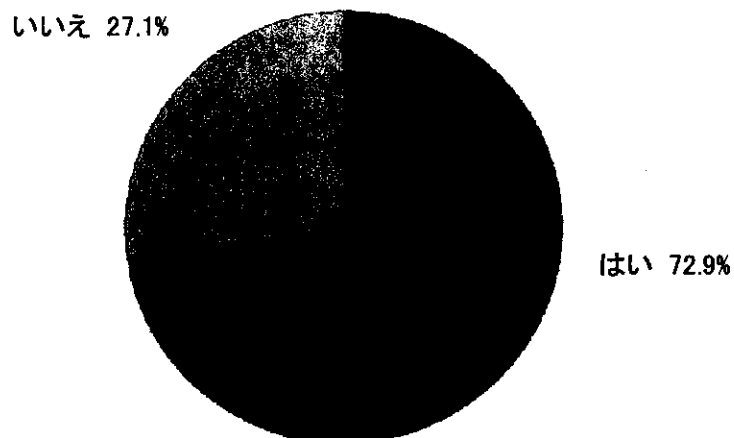
■ どちらからおいでになりましたか？ （回答率 100%）



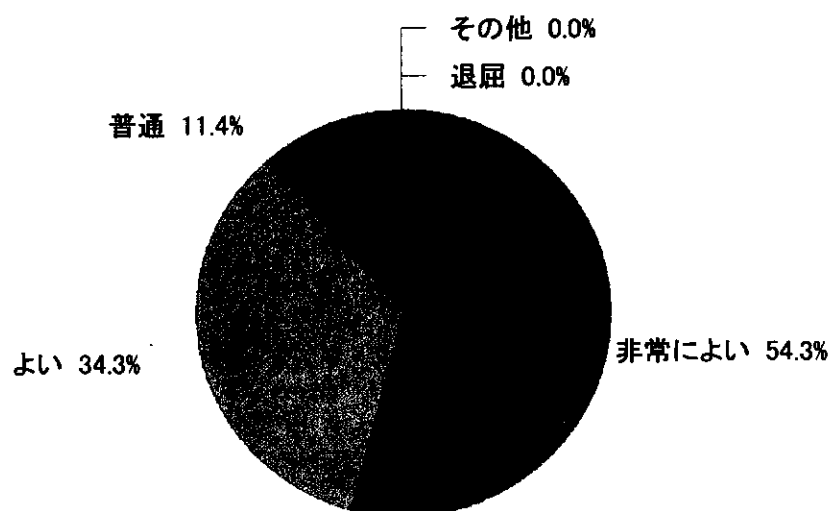
■ 何回目ですか？ （回答率 100%）



■ 本選はご覧になりましたか？ （回答率 96%）



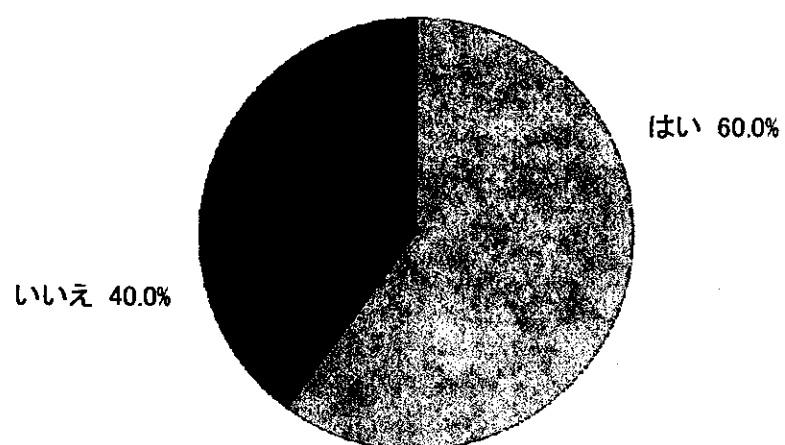
■ 本選を観た感想は？ （回答率 70%）



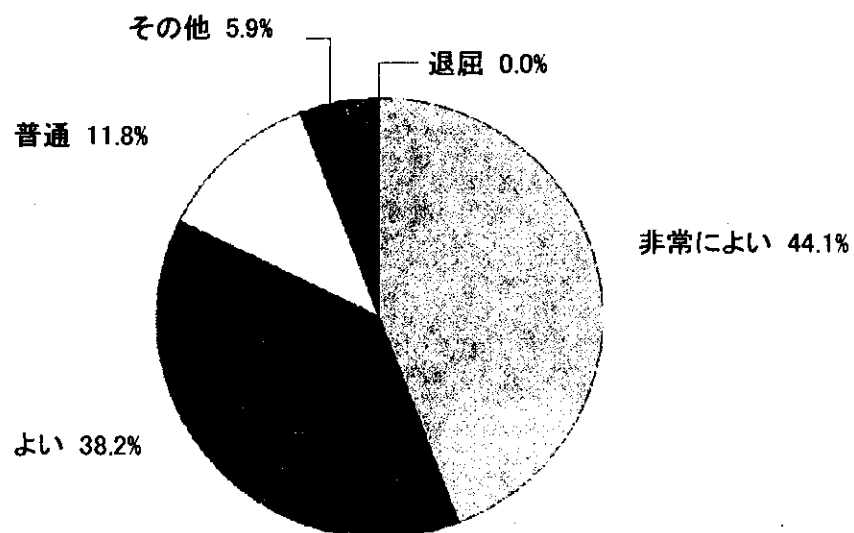
■ 印象に残った演奏は？

箏・谷富愛美(5) 箏・林田加奈子(5) 尺八・今井祐介(4) 三味線・利根英法(4)
 箏・佐藤亜美(3) 尺八・田野村聡(3) 琵琶・櫻井亜木子(3)
 箏・野村玲子(2) 琵琶・熊田かほり(2)
 箏・松岡由子(1) 箏・五十嵐恵(1) 箏・植野由美子(1) 箏・北村裕子(1)
 尺八・宮崎紅山(1) 尺八・小林鈴純(1) 三味線・林美音子(1) 合奏・熊本圭吾・文(1)

■ 記念演奏会はご覧になりましたか？ （回答率 65%）



■ 記念演奏会の感想は？ （回答率 34%）



8. ステージ観覧感想

○邦楽演奏会

- ・つまらない
- ・子ども達の演奏をもっと聴きたい

○詩吟

- ・吟は、音量が大きすぎる。どうせなら生演奏をお願いします。
- ・コンクールの内容にふさわしくない。
- ・良かった
- ・マイクはいらない（声量があるから）
- ・コンクールにふさわしくない。歌謡ショーみたいだった。
- ・

9. 今後呼んでほしいゲスト、見てみたい演奏会

- ・ 山本邦山
- ・ 藤原道山
- ・ 福田千子
- ・ 八木けいじ
- ・ 樹本佳里（箏）
- ・ 水野利彦
- ・ 田辺頌山
- ・ 過去の最優秀賞受賞者
- ・ 沢井一恵
- ・ 雅楽
- ・ 吉崎克彦
- ・ 石垣清美
- ・ 邦楽ユニット「おとぎ」
- ・ 熊本県内の高校生OB・OGの合奏
- ・ 高橋竹山（アガツマヒロユキ）
- ・

10. その他意見、感想

- ・ 一次審査、本選共に公平な（ガラス張りの）審査をお願いします。
- ・ 三味線をいつも期待しているが、箏が多くて残念です。
- ・ 箏曲は古典ものや地歌ものがよい
- ・ 琵琶の種類をプログラムに明記してほしい
- ・ 長く続くこと。邦楽は良い
- ・ 邦楽の良さを改めて感じました。機械をもっと増やしてほしい。
- ・ 熊本の参加者が増えると良い
- ・ 観覧者の増加対策
- ・ プラグラムの審査員の写真を最近のものにしてほしい。
- ・ 例年ながら聴衆が少ないのが残念
- ・ 開場は 30 分前にしてほしい
- ・ 以前よりレベルが上がっている。すばらしい日本の文化を伝え広げてほしい
- ・ 客が少ない。集客の工夫を。
- ・ 昼食をとる時間がない
- ・ 熊本からの出場者がもう少しほしい
- ・ 告知不足。熊本の文化の低さを感じる。
- ・ 本選終了後のアナウンスが聞き取りにくい（席を立つ音で聞こえない）
- ・ 唄ものにはマイクがほしい
- ・ プログラムにある最優秀賞受賞者の楽器を明記してほしい
- ・ 職員のジーパン姿はやめてほしい
- ・ 三味線をもっと増やしてほしい
- ・ 一時間に一回の休憩がほしい
- ・

熊本市舞台芸術助成事業

(文化振興課)

1 事業の目的

音楽・演劇・舞踊及び伝統芸能活動等の分野において、舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、事業にかかる費用の一部を助成することにより、当該団体及び個人の発表機会の充実と育成を図り、多くの市民に鑑賞する機会を提供するとともに下記施設の利用促進を図ることを目的とする。

(施設名)

熊本市民会館・熊本市国際交流会館・熊本市健軍文化ホール・熊本市総合女性センター
熊本市子ども文化会館・富合ホール・天明ホール・火の君文化ホール・植木町文化ホール
くまもと森都心プラザ

※くまもと森都心プラザは、平成23年4月1日要綱改正により追加。10月1日オープン。）

2 事業の経緯

「熊本市民会館舞台表現芸術文化活動支援事業」(平成12～14年度)として熊本市民会館にて実施していたものを、平成15年度に事業を引き継ぎ、熊本市舞台芸術助成事業として実施している。

3 事業実績(平成15年度～22年度)

- (1) 助成件数 193件(応募件数259件)
- (2) 助成総額 20,572,270円(1件平均106,592円)
- (3) 対象分野 日本舞踊、バレエ、フラメンコ、演劇、合唱、ダンス、邦楽、オペラ等
- (4) 助成事業入場者総数 85,398人(平成23年3月31日現在)

4 平成22年度の事業内容

- (1) 助成対象
 - ①優れた舞台芸術の鑑賞機会を広く市民に提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの。
 - ②公演内容が創造的であり、市民が優れた文化に触れることができるもの。
 - ③活動する個人又は団体の今後の成長・発展が期待できるもの。
 - ④活動する個人又は団体が自ら企画し、出演し、作品を発表するもので、市民にわかりやすい内容であること。
 - ⑤その他、本市の文化振興に寄与と思われるもので、助成の対象としてふさわしいもの。
- (2) 助成対象者
 - ①熊本市に居住するもの
 - ②団体の事務局の住所が熊本市内であること
 - ③舞台芸術活動の場が主として熊本市内であること。
- (3) 助成額 30万円を限度とし、会場使用料相当額(付属設備使用料は含まない)を助成

- (4) 募集期間 ①前期 2月1日～2月28日(4～9月に実施する事業)
②後期 7月1日～7月31日(10月～翌3月に実施する事業)
- (5) 審査方法 熊本市舞台芸術助成事業審査委員会(文化スポーツ交流部長他4名)により審査
- (6) 予算額 3,200千円(前・後期 各1,600千円)

5 事業の効果

- ・舞台芸術活動を行う団体や個人の経費負担を軽減することで、発表機会の充実と育成を行っている。
- ・発表の場を充実させることで、市民に舞台芸術を鑑賞する機会を提供することができる。
- ・熊本市民会館等各文化ホールの利用を促進している。

6 今後の課題

舞台芸術活動を行う団体や個人の発表機会の充実を図り、各文化ホールの利用促進に努める。

熊本市舞台芸術助成事業実施要綱

制定	平成15年	5月15日	市長決裁
改正	平成17年	4月1日	文化生活部長決裁
	平成19年	2月1日	市民生活局長決裁
	平成20年	2月1日	文化生活部長決裁
	平成21年	1月9日	市民生活局長決裁
	平成21年	6月1日	文化国際課長決裁
	平成22年	5月31日	文化国際課長決裁
	平成22年	6月16日	文化生活部長決裁
	平成22年	9月13日	文化国際課長決裁
	平成23年	4月1日	文化スポーツ交流部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市文化振興計画の主旨に基づき、音楽、演劇、舞踊及び伝統芸能活動等の分野において、舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、事業に係る費用の一部を助成することにより、当該団体及び個人の発表機会の充実と育成を図り、多くの熊本市民（以下「市民」という。）に鑑賞する機会を提供するとともに別表に掲げる施設の利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 熊本市に居住すること。
- (2) 団体の事務局の住所が熊本市内であること。
- (3) 舞台芸術活動の場が主として熊本市内であること。

(助成対象事業)

第3条 対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、別表に掲げる施設において行われるものとする。

- (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を広く市民に提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの
- (2) 公演内容が創造的であり、市民が優れた文化に触れることができるもの
- (3) 活動する個人又は団体の今後の成長、発展が期待できるもの
- (4) 活動する個人又は団体が自ら企画し、出演し、作品を発表するもので、市民にわかりやすい内容であるもの
- (5) その他本市の文化振興に寄与すると思われるもので、助成の対象としてふさわしいもの

2 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、この要綱による助成の対象としない。

- (1) 興行その他営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- (3) 特定企業の広報又は宣伝活動を伴うもの
- (4) チャリティー事業等で寄附行為を行うもの
- (5) 本市または本市の関係団体から補助等の助成を受けるか、受ける見込みのあるもの
- (6) 学校関連行事（文化祭など）、カルチャー教室等の発表会等で、活動団体内部の親睦的色彩の濃いもの
- (7) その他内容が助成にふさわしくないと認められるもの

(助成額)

第4条 助成額は、1件につき300,000円を限度とし、その助成対象経費は次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 公演当日の会場使用料（附属設備使用料は含まない。）
- (2) 公演当日の控室使用料（附属設備使用料は含まない。）
- (3) その他必要と認める会場使用料（附属設備使用料は含まない。）

(助成の申込み)

第5条 申請は助成対象者が行うものとし、熊本市舞台芸術助成申請書に定める必要書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。この場合において、同一公演が、同一会場において複数開催される場合は、限度額の範囲内で助成の申請を行うことができる。

2 同一の団体又は個人が同一年度内に助成を受けられる事業は、1事業とする。

(助成事業の決定)

第6条 前条の規定により提出された申請内容を、熊本市舞台芸術助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査し、市長が決定する。

2 審査委員会の設置、その他必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）によるほか、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第1条、第3条関係）

施 設 名
熊本市市民会館
熊本市国際交流会館
熊本市健軍文化ホール
熊本市男女共同参画センターはあもにい
熊本市子ども文化会館
熊本市天明ホール
熊本市富合ホール
熊本市火の君文化ホール
植木町文化ホール
くまもと森都心プラザ

熊本市舞台芸術助成事業審査委員会設置要綱

制定	平成15年	5月15日	市長決裁
改正	平成17年	4月1日	文化生活部長決裁
	平成19年	2月1日	市民生活局長決裁
	平成20年	2月1日	文化生活部長決裁
	平成20年	4月1日	文化生活部長決裁
	平成21年	1月9日	市民生活局長決裁
	平成21年	6月1日	文化国際課長決裁
	平成22年	5月31日	文化国際課長決裁
	平成22年	6月16日	文化生活部長決裁
	平成22年	9月13日	文化生活部長決裁
	平成23年	4月1日	文化スポーツ交流部長決裁

(目的)

第1条 熊本市舞台芸術助成事業実施要綱（平成15年5月15日制定）第6条の規定により、熊本市舞台芸術助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 熊本市文化スポーツ交流部長
- (2) 熊本市市民会館長
- (3) 熊本市健軍文化ホール館長
- (4) 熊本市男女共同参画センターはあもにい館長
- (5) 熊本市文化振興課長

(委員会)

第3条 審査委員会は、毎年度4月1日から9月30日までに1回及び10月1日から3月31日までに1回の年2回開催するものとし、その都度、熊本市文化スポーツ交流部長が招集する。

(議長)

第4条 会議の議長は、熊本市文化スポーツ交流部長がこれに当たる。

(審査)

第5条 審査は、別表第1の舞台芸術助成事業採点基準に基づき行う。

(事務)

第6条 審査委員会の事務は、熊本市文化振興課にて処理する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

舞台芸術助成事業 採点基準

	対象	採点項目	着眼点	点数
1	事業に対する評価	市民参加性	・ 広く市民に鑑賞機会を提供する ・ 幅広い市民の参加があると認められる	
2		自主性	・ 予算積算が適切であり、予算の自己負担額が大きいもの ・ 入場料が妥当な金額である ・ 広報・宣伝活動の努力がみられる	
3		独自性	・ 鑑賞機会が少ないと認められる ・ 創造的な内容のものである	
4	団体に対する評価	活動性	・ 日頃から活発に活動している団体又は個人である	
5		将来性	・ 活動団体または個人の将来性が期待できる	
6	事業及び団体に対する評価	青少年育成への貢献度	・ 青少年の情操の涵養に寄与することが期待できる（事業） ・ 子どもや青少年の参加が見込める（団体）	
7		本市文化振興への貢献度	・ これまで本市の舞台芸術活動の普及に貢献している団体または個人である（団体） ・ 本市の文化振興に寄与することが期待できる（事業）	

～評価の基準～

5点…非常に優れている

4点…やや優れている

3点…普通

2点…やや劣る

1点…劣る

※ 0.5ポイント単位とする。（ただし、最高点は5点とする。）

※ 市民参加性、独自性、本市文化振興への貢献度の採点項目については、集計時に2倍し50点満点とする。

※ 過去3年以内に助成を受けた個人・団体は減点（－5点）とする。

※ 以上の合計点を合算したものを総合点とする。

平成22年度後期 熊本市舞台芸術助成事業一覧表

受付 番号	団 体 ・ 個 人 名	事業の名称	ジャンル	実施日	会 館 名	申請額	総事業費
1	熊本県日本舞踊協会	第52回熊本県日本舞踊協会特別公演 探るくまもと＝愛しき日本の心＝真のおどり 「勅進帳」	日本舞踊	11月23日	崇城大学市民ホール	300,000	23,410,000
2	鈴木舞踊研究会	家元追善並びに創流80周年鈴木舞踊公演	日本舞踊	10月3日	崇城大学市民ホール	300,000	10,300,000
3	熊本邦舞協会	熊本邦舞協会40周年記念公演会 熊本・水・ザ・球磨川	日本舞踊	11月28日	崇城大学市民ホール	300,000	31,192,410
4	KANON	KANON ～ハイブリッドピアノのコンサート～	ピアノ	1月23日	はあもにい	58,700	429,956
5	藤本美希門下生ヴァイオリン ン発表会	藤本美希 門下生 ヴァイオリン発表会	ヴァイオリン、ほか	10月23日	子ども文化会館	13,300	193,300
6	火の国悠久の会	第3回火の国ふるさと芸能祭(新幹線開通記念) 「さくらちゃんがやってきた」他	舞台	2月20日	崇城大学市民ホール	198,120	3,950,200
7	ビーブジーダンスカンパニー	B-P zy! 9th.dash for children	ダンス	12月26日	はあもにい	73,000	1,093,000
8	ぐるーぶこぐま	ぐるーぶこぐま	コンサート	3月27日	はあもにい	54,700	581,900
10	M. ダンスカンパニー	M. ダンスカンパニー 定期公演	バレエ	2月13日	健康文化ホール	47,700	292,700
11	二宮晶代お華教室	第13回 二宮晶代 華 こんさと	邦楽コンサート	10月11日	崇城大学市民ホール	179,400	1,629,400
12	池田さとみ司会事務所	曙・朗読のゆうべ	朗読	1月21日	国際交流会館ホール	39,100	306,250
13	やまなみっこ劇団「つめ草」	やまなみっこ劇団「つめ草」ミュージカル公演	舞台	1月16日	崇城大学市民ホール	100,000	1,310,000

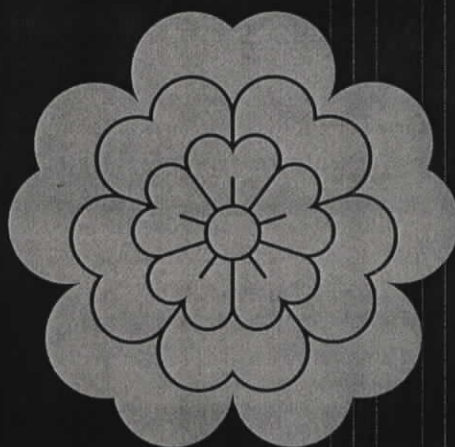
平成22年度後期 熊本市舞台芸術助成事業一覧表

14	熊本邦楽団	熊本邦楽団 第12回定期演奏会	邦楽コンサート	2月26日	はあもにい	73,500	358,500
15	You Project	夢見るおもちゃ箱	コンサート	12月11日	はあもにい	26,400	302,400
						1,763,920	75,350,016

第17回 くまもと全国邦楽コンクール

入場無料

17th Japanese "HOUGAKU" Music Contest



日時 平成23年5月15日(日)

会場 崇城大学市民ホール(熊本市市民会館)大ホール

◎コンクール本選/10時~13時

◎小中学・高校生による邦楽演奏/13時30分~14時45分

◎芽吹き/未来への鼓動

◎コンクール開催記念公演/14時45分~15時15分

◎全国吟詠コンクール最優秀賞受賞者による

清吟流吟詠道

出演/向山侑真 向山侑珠

◎表彰式/15時15分~16時

◎コンクール入賞者発表・表彰式

◎コンクール最優秀賞・文部科学大臣奨励賞受賞者演奏



本丸御殿コンサート

開場/19時30分 開演/20時~21時

会場/熊本城本丸御殿

入場料/2000円(限定200席)

◎コンクール最優秀賞・優秀賞受賞者演奏

◎ゲスト演奏

出演/生田流箏曲 二代 米川文子(人間国宝)



生田流箏曲
二代 米川文子
(人間国宝)



向山侑珠 向山侑真

熊本市舞台芸術助成事業



熊本市では、芸術文化を発信する音楽・演劇・舞踊及び伝統芸能などの舞台芸術活動に対し、その費用の一部を助成しています。

Theatrical art
Kumamoto

皆さんの舞台芸術活動を応援します！

熊本市在住、または熊本市を中心に活動している方(個人・団体)が、「崇城大学市民ホール(市民会館)」・「国際交流会館」・「健軍文化ホール」・「男女共同参画センターはあもにい(旧総合女性センター)」・「子ども文化会館」・「天明ホール」・「富合ホール」・「火の君文化ホール」・「植木町文化ホール」・「くまもと森都心プラザホール」で行う事業に対して会場使用料相当額(限度額あり・附属設備使用料は含まない)を助成します。

●対象となるもの (いずれかに該当)

- 優れた舞台芸術の鑑賞機会を広く市民に提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの。
- 公演内容が創造的であり、市民が優れた文化に触れることができるもの。
- 活動する個人又は団体の今後の成長・発展が期待できるもの。
- 活動する個人又は団体が自ら企画し、出演し、作品を発表するもので、市民にわかりやすい内容であること。
- その他、本市の文化振興に寄与と思われるもので、助成の対象としてふさわしいもの。

●対象とならないもの (いずれかに該当)

- 興行その他営利を目的とするもの。
- 政治的または宗教的な普及宣伝活動と認められるもの。
- 特定企業の広報・宣伝活動を伴うもの。
- チャリティー事業等で寄付行為を行うもの。
- 本市または本市の関係団体から補助等の金銭的援助を受けるか、受ける見込みのあるもの。
- 学校関連行事(文化祭など)、カルチャー教室等の発表会等で、活動団体内部の親睦の色彩の濃いもの。
- その他内容が助成にふさわしくないと認められるもの。

募集

前期 2月1日～28日(4月から9月に実施する事業)

期間

後期 7月1日～31日(10月から翌3月に実施する事業)

※同一の団体又は個人が同一年度内に助成を受けられるのは1事業です。※この助成事業は、会場の確保について何ら優先権を持つものではありません。

お問合せ

熊本市文化振興課 (096)328-2039 bunkashinkou@city.kumamoto.lg.jp

くまもと全国邦楽コンクール実行委員会会則

(名 称)

第1条 この会を、くまもと全国邦楽コンクール実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この会は、くまもと全国邦楽コンクール実施に必要な業務を執行することを目的とする。

(組 織)

第3条 実行委員会は委員若干名をもって組織する。

2 委員は、会長が委嘱する。

(運 営)

第4条 実行委員会に、会長、副会長及び監事2名を置き、会長は委員の互選により決定し、副会長及び監事は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、実行委員会を代表し会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 監事は、会計を監査する。

(名誉職ならびに顧問)

第5条 実行委員会に、名誉会長ならびに顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、熊本市長をもって充てる。

3 顧問は、熊本県文化協会会長をもって充てる。

(会 議)

第6条 実行委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(経 費)

第7条 実行委員会の経費は、分担金、補助金、寄附金、事業収入及びその他の収入金をもってあてる。

(会計年度)

第8条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を、熊本県文化協会内に設置する。
事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

(附 則)

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

この会則は、平成16年7月2日改正し、施行する。

この会則は、平成19年4月1日改正し、施行する。